地震発生時におけるフロー図

フロー図１　本会議開会中

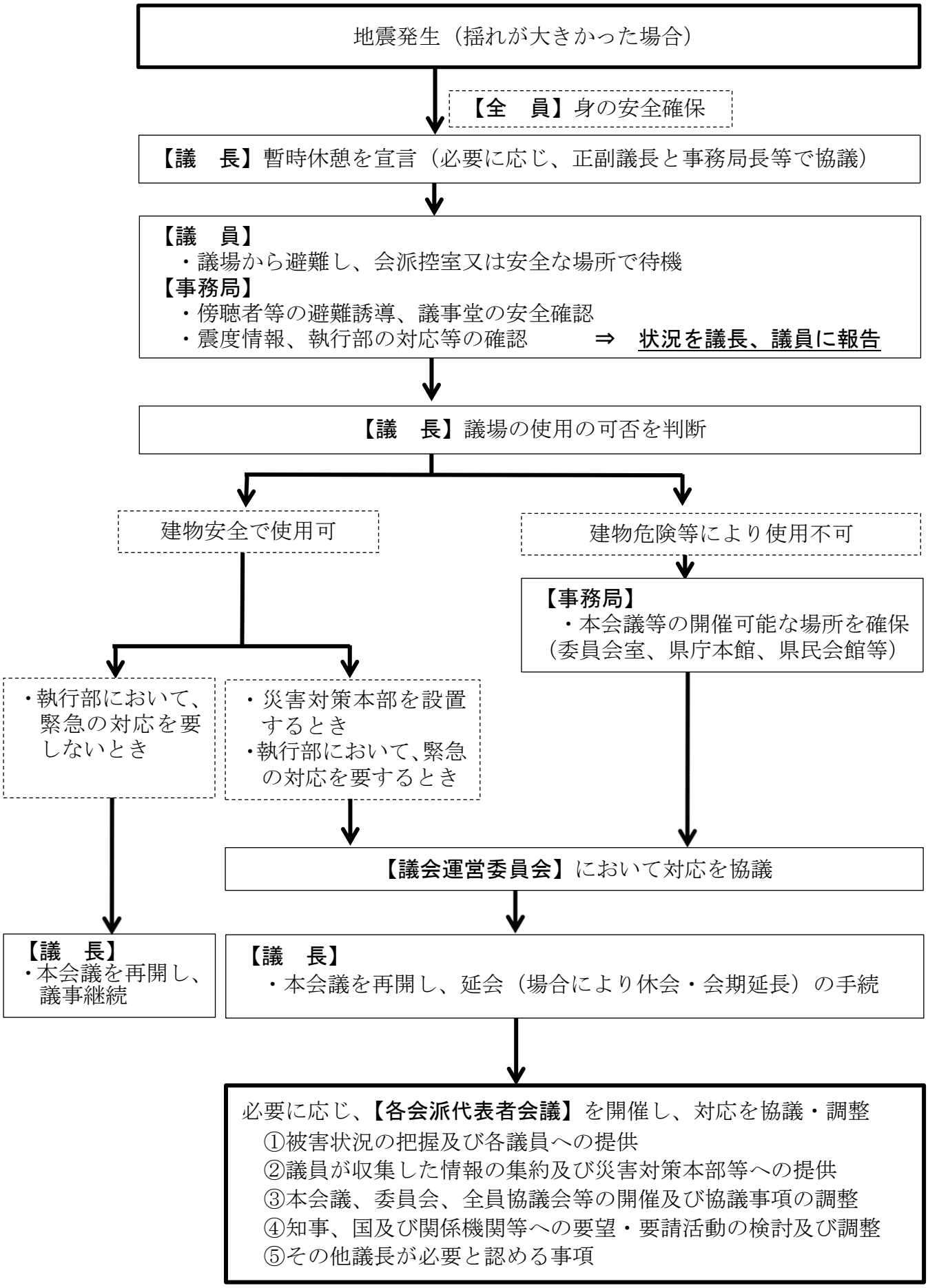

フロー図２　委員会開催中

地震発生（揺れが大きかった場合）

【全　員】身の安全確保

【委員長】暫時休憩を宣言（必要に応じ、正副委員長と事務局で協議）

【委　員】
・各委員会室から避難し、会派控室又は安全な場所で待機
【事務局】
・傍聴者等の避難誘導、議事堂の安全確認
・震度情報、執行部の対応等の確認　⇒　**状況を委員長、委員に報告**

【委員長】委員会室の使用の可否を判断

建物安全で使用可

建物危険等により使用不可

【事務局】
・委員会の開催可能な場所を確保
（委員会室、県庁本館、県民会館等）

・執行部において、緊急の対応を要しないとき

・災害対策本部を設置するとき
・執行部において、緊急の対応を要するとき

【委員長】
・委員会を再開し、議事継続

【委員長】委員会を再開し、閉会を宣言

定例会会期中の場合

【議会運営委員会】において対応を協議

【議　長】
・本会議を再開し、延会（場合により休会・会期延長）の手続

必要に応じ、【各会派代表者会議】を開催し、対応を協議・調整
①被害状況の把握及び各議員への提供
②議員が収集した情報の集約及び災害対策本部等への提供
③本会議、委員会、全員協議会等の開催及び協議事項の調整
④知事、国及び関係機関等への要望・要請活動の検討及び調整
⑤その他議長が必要と認める事項

フロー図３　閉会中・議案調査日

地　震　発　生（震度５弱以上）

震度５弱、５強の地震

震度５強以上の地震

災害対策本部自動設置

【全議員】
・自身及び家族等の安全を確保
・議員安否確認メール、SNS、電話、FAX 等を利用して事務局に安否を連絡
①議員名、②安否の確認、③現在の居場所、④連絡先、⑤議事堂への登庁の可否等

【事務局】
・議員安否確認メール、SNS、電話等を利用して、議員の安否等を確認
・議会棟の安全確認　　⇒　**状況を正副議長に報告**

【正副議長】
・事務局を通して全議員の安否情報の収集や被害状況を把握
（必要に応じて議長室に参集、執行部と調整）

・執行部において緊急の対応を要しないとき
・大きな被害が確認されない場合

・特別な対応なし
（必要に応じメール等で連絡）

・災害対策本部の設置や執行部において緊急の対応を要する場合
・議事堂に被害が発生し、会議の開催が不可能な場合は開催可能な場所を確保

【議会運営委員会】において対応を協議
※オンラインでの参加も可能

【議　長】
・本会議を開催し、休会・会期延長の手続

必要に応じて**「各会派代表者会議」**を開催し、協議・調整
・被害状況の把握及び各議員への提供
・議員が収集した情報の集約及び災害対策本部等への提供
・本会議、委員会、全員協議会等の開催及び協議事項の調整
・知事、国及び関係機関等への要望・要請活動の検討及び調整
・その他議長が必要と認める事項